



平成 27 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 SHO-BI株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺 田 正 秀
(コード番号 7819)

お問い合わせ先
役職・氏名 取締役管理本部長 鎌 形 敬 史
TEL 03-3472-7890

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」といいます。）により新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行すること、および「定款一部変更の件」を本年12月25日開催予定の第67期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当会社のさらなる企業価値の向上を図る観点から、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することいたしました。

(2) 移行の時期

本年 12 月 25 日開催予定の第 67 期定時株主総会において、必要な定款変更等についてのご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 業務執行を行う取締役について、その期待される役割を十分に發揮できるようにするため、その任務を怠ったことにより当会社に生じた損害を賠償する責任を取

締役会決議によって減免することができる旨の規定を新設するものであります。併せて、本定時株主総会終結前の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任についても同様の取扱いをするべく、附則を新設するものであります。

- ③ 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。
- ④ 取締役会の決議方法ならびに議事録、および会計監査人に関する各事項につき、法令に従い当社での取扱いを明確にするため、各規定を新設するものであります。
- ⑤ 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

（2） 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

（3） 目程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成27年12月25日

定款変更の効力発生日（予定） 平成27年12月25日

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 下記商品の製造、卸売、輸出入、販売 <u>並びに</u> 、それに附帯する知的財産権の販売 (1)～(7) (条文省略) (8) レコード、コンパクトディスク、ビデオテープ <u>及び</u> ビデオディスク (9)～(10) (条文省略) 2.～3. (条文省略) 4. 飲食店 <u>及び</u> 駐車場の経営 5. 不動産の賃貸 <u>並びに</u> 管理 6. (条文省略) 第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当会社は、株主総会 <u>及び</u> 取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第1章 総 則 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 下記商品の製造、卸売、輸出入、販売 <u>ならびに</u> 、それに附帯する知的財産権の販売 (1)～(7) (現行どおり) (8) レコード、コンパクトディスク、ビデオテープ <u>および</u> ビデオディスク (9)～(10) (現行どおり) 2.～3. (現行どおり) 4. 飲食店 <u>および</u> 駐車場の経営 5. 不動産の賃貸 <u>ならびに</u> 管理 6. (現行どおり) 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当会社は、株主総会 <u>および</u> 取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 第6条 ↗ (条文省略) 第9条 (株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2. 株主名簿管理人 <u>及び</u> その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、こ	第2章 株 式 第6条 ↗ (現行どおり) 第9条 (株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人 <u>および</u> その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、こ

<p>れを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>	<p>これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当会社の株式に関する取扱い<u>及び</u>手数料は、法令<u>又は</u>本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当会社の株式に関する取扱い<u>および</u>手数料は、法令<u>または</u>本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条</p> <p>？ (条文省略)</p> <p>第 13 条</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条</p> <p>？ (現行どおり)</p> <p>第 13 条</p>
<p>(招集権者<u>及び</u>議長)</p> <p>第 14 条 (条文省略)</p>	<p>(招集権者<u>および</u>議長)</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及び</u>連結計算書類に記載<u>又は</u>表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>および</u>連結計算書類に記載<u>または</u>表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行なう</u>。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令<u>または</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 (条文省略)</p> <p>2. 株主<u>又は</u>代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出し</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主<u>または</u>代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出</p>

なければならない。	しなければならない。
<p>第4章 取締役<u>及び</u>取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p>	<p>第4章 取締役<u>および</u>取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、10名以内とする。 <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役<u>及び</u>役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役<u>および</u>役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって取締役(u(監査等委員であるものを除く。))の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役</u></p>

	各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集権者 <u>及び</u> 議長) 第 22 条 (条文省略)	(取締役会の招集権者 <u>および</u> 議長) 第 22 条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役 <u>及び各監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役 <u>及び監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで取締役会を開催することができる。
(新設)	(取締役会の決議方法) <u>第 24 条 当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>2. 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u>
第 24 条 (条文省略)	第 25 条 (現行どおり)
(新設)	(取締役への重要な業務執行の決定の委任) <u>第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
(新設)	(取締役会の議事録) <u>第 27 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u>
(取締役会規程) 第 25 条 取締役会に関する事項は、法令	(取締役会規程) 第 28 条 取締役会に関する事項は、法令

<p><u>又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 （新設）</p> <p>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>（員数）</u></p> <p>第 28 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p><u>（選任方法）</u></p> <p>第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>（任期）</u></p> <p>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補</u></p>	<p><u>または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p><u>欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 35 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
--	--

(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 33 条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。</u></p> <p><u>2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
(新設)	<p><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p><u>(会計監査人の選任の方法)</u></p> <p><u>第 36 条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p>
(新設)	<p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第 37 条 当会社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第 38 条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

<p>第<u>6</u>章 計 算</p> <p>第<u>36</u>条 （条文省略）</p> <p>第<u>37</u>条</p> <p>（剩余金の配当の基準日）</p> <p>第<u>38</u>条 （条文省略）</p> <p>2.（条文省略）</p> <p>3. 前<u>2</u>項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。</p> <p>第<u>39</u>条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条 （現行どおり）</p> <p>第<u>40</u>条</p> <p>（剩余金の配当の基準日）</p> <p>第<u>41</u>条 （現行どおり）</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3. 前<u>2</u>項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。</p> <p>第<u>42</u>条 （現行どおり）</p> <p><u>附 则</u></p> <p><u>第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 67 期定期株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>第 2 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 67 期定期株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	---

以 上